

序章

本書のねらいと構成

1 本書のねらい

文部科学省では、平成7年に日本語指導が必要な外国人児童生徒の指導資料として、『ようこそ日本の学校へ』を刊行しました。当時(平成5年時点)、日本語指導が必要な外国人児童生徒数は10,450人でしたが、平成28年には34,335人と大幅に増加しています。また、近年は日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒も増加し、9,612人に達しています。これらの児童生徒は、全国各地の学校に在籍するようになり、その学校数は7,794校に達し、多くの地域や学校でその対応が求められるようになっていきます。

外国人児童生徒や日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒(以下「外国人児童生徒等」という。)の増加と全国各地への広がりとともに、児童生徒の生活・学習背景も多様化しています。そうした中、多くの人々が外国人児童生徒等教育にかかわるようになり、外国人児童生徒等を受け入れる地域や学校では、受入れ体制の整備や日本語指導の充実など多くの取組が行われてきました。

また、国においても、外国人児童生徒等一人一人に応じた日本語指導等の実施を実現するための「特別の教育課程」制度の導入(平成26年)、国籍にかかわらず教育を受ける機会を確保することを基本理念に盛り込んだ「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の制定(平成28年)、外国人児童生徒等教育を担当する教員の安定的な確保を図るための義務標準法等の改正(平成29年)などを行うとともに、平成29年に改訂された新学習指導要領では、総則において、日本語の習得に困難のある児童生徒への指導が明記されました。

外国人児童生徒等教育は、恒常的な課題として位置付けられました。しかし、担当する指導主事、担当教師、管理職などは、数年単位で異動するため、それまで対応してきた担当者が異動すれば、新しい担当者が一から取り組むようになります。また、外国人児童生徒等教育を充実するためには、担当者がそれぞれの立場で個々に取り組むだけでは十分な効果を上げることはできず、担当者同士が協力・連携することが不可欠です。しかしながら、どのように連携を図るかという具体的な方法が必ずしも明確になっていないところもあります。

そこで、本書では、外国人児童生徒等教育にかかわる様々な人々が、それぞれの立場で具体的にどのような視点を持ち、どのような取組を行うことが必要かを示すこととしました。この教育に初めてかかわる人はもとより、これまで取り組んできた人にとっても、具体的な取組の指針を明示し、外国人児童生徒等に対する支援の継続性を確保するとともに、担当者同士の協力・連携を強化することにより、外国人児童生徒等教育の一層の充実を図ることを目的としたものです。

2 本書の主な対象者と構成

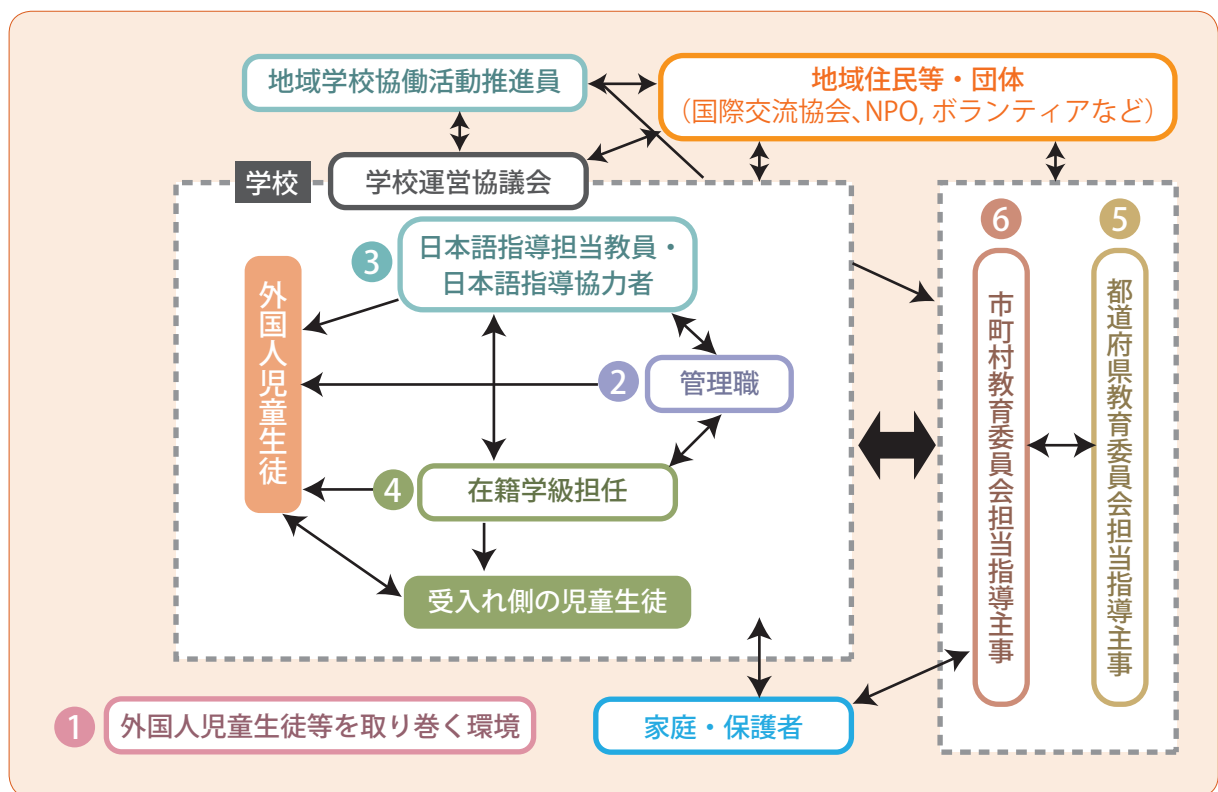
本書をご活用いただきたい主な対象者は、外国人児童生徒等を直接指導する日本語指導担当教師、日本語指導の支援者、外国人児童生徒等の在籍学級担任、学校の校長・副校長・教頭などの管理職(以下単に「管理職」という。)、さらには市町村教育委員会の担当指導主事、都道府県教育委員会の担当指導主事です。

本書の構成は、こうした対象者別に6章からなります。次の図は対象者と本書の構成を示したものです。第1章は総論として、外国人児童生徒等の実態、その教育の現状と課題などを取り上げています。第2章から第6章までは、外国人児童生徒等教育に直接かかわる教師、指導主事、管理職などを対象に、今後の取組の指針となる

内容を取り上げています。

第2章は、管理職向けに、日本語教室の設置、校内研修、学校内の人材配置、地域との協力・連携などの内容を取り上げています。第3章は、日本語指導担当教師、さらには日本語指導の支援者を対象に、初期日本語指導、教科指導(JSLカリキュラム)などを実践していく上で指針となる内容を取り上げています。第4章は、在籍学級担任を対象にした内容になっています。外国人児童生徒等の学級での居場所づくりや在籍学級での指導方法、さらにはこうした児童生徒を受け入れることの意義や多文化共生の教育の取組などについて取り上げています。

第5章は都道府県教育委員会、また、第6章は市町村教育委員会のそれぞれの担当指導主事を対象にしたものです。都道府県教育委員会の担当指導主事の場合は、国一都道府県一市町村のそれぞれの役割と連携、必要な人材の確保や配置などを中心に取り上げています。また、市町村教育委員会の担当指導主事の場合は、教育委員会・学校・地域の組織や関係機関との連携、管理職研修・担当者研修・校内研修などの研修、そして、地域での組織的な取組などについて取り上げています。



本書の構成図

3 本書の活用法

本書は、外国人児童生徒等教育の実践に役立ててほしいという思いで刊行しました。それぞれの担当者が、外国人児童生徒等とどのようにかかわるか、外国人児童生徒等の実態を捉えてそれぞれの立場でどのように実践的な指導を進めるか、家庭や地域のNPO、ボランティア団体、さらには関係機関とどのようにかかわるかなどについて、各章から様々なヒントが得られることを期待しています。各章とも、順序性があるわけではありません。それぞれの担当者が、それぞれの立場から外国人児童生徒等を前にして困ったときにその該当箇所を開き、読めるようになっています。

外国人児童生徒等は多様であり、その教育も地域ごとに多様であることを踏まえ、本書では、そうした多様な取組の基本となる視点や情報を提示しています。本書をもとに、各学校や地域で先進的かつ個性的な取組が行われることを期待しています。

また、幼稚園・認定こども園等に外国人幼児等を受け入れる際にも、外国人幼児等や保護者についての多様な背景を理解してどのようにかかわるか、教育委員会等と連携しながら園での体制を整えてどのようにかかわるか等、本書における配慮点を参考にして実践されることを期待しています。

4 外国人の受入れ拡大と共生に向けて

平成31年4月には出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律(以下「改正入管法」という。)が施行されます。改正入管法による外国人の受入れ拡大や大綱等を踏まえ、国として外国人の受入れと共生を進めています。このような中、本書は、外国人児童生徒等を指導の対象とするのではなく、子供たちを日本と世界に貢献する人に育てていくことも願い、内容の改訂をしました。今後、各学校や地域での外国人児童生徒等との共生が、日本の子供たちの成長につながることをしっかりと認識し、本書を積極的に活用し実践されることを期待しています。